

大町市緑の基本計画

[概要版]

『豊かな緑の恵みが織りなす緑彩都市』の実現に向けて

1 緑の基本計画とは？



大町市は緑豊かなまちです。緑は、私たち大町市民が安心して、また快適に暮らしていく上で重要な要素ですが、これらの緑は何もしなくてもそのままの姿でずっとあり続けるものではありません。人の手が加わった緑は、人が関わり続ける必要があります。

大切な大町市の緑を守り育み、将来に引き継いでいくための計画として「大町市緑の基本計画」を策定しました。「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が定める計画であり、緑地の適正な保全及び緑化の推進に係る取組を市民及び事業者の理解と協力を得ながら総合的かつ計画的に実施し、市民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としています。

なお、この計画で対象とする「緑」とは、単に草花や樹木、森林などの植物を指すのではなく、それらを含む周辺の土地や空間を含めたものとします。具体的には、公園・緑地・広場、街路樹・沿道植栽、農地、森林、湿原、河川などの緑を広く対象とします。

2 緑の役割と機能



大町市の緑は、豊かな水を育む大事な役割を担っていますが、緑にはこの他にも多くの役割と機能があります。主な機能は「環境調節・緩和」「災害防止」「景観形成」「健康・レクリエーション」の4つです。これらの機能は自然としての緑に元々備わっているものですが、適切な維持管理を行うことによりその機能の効果を高めたり、特定の緑に複数の機能を持たせたりすることができます。

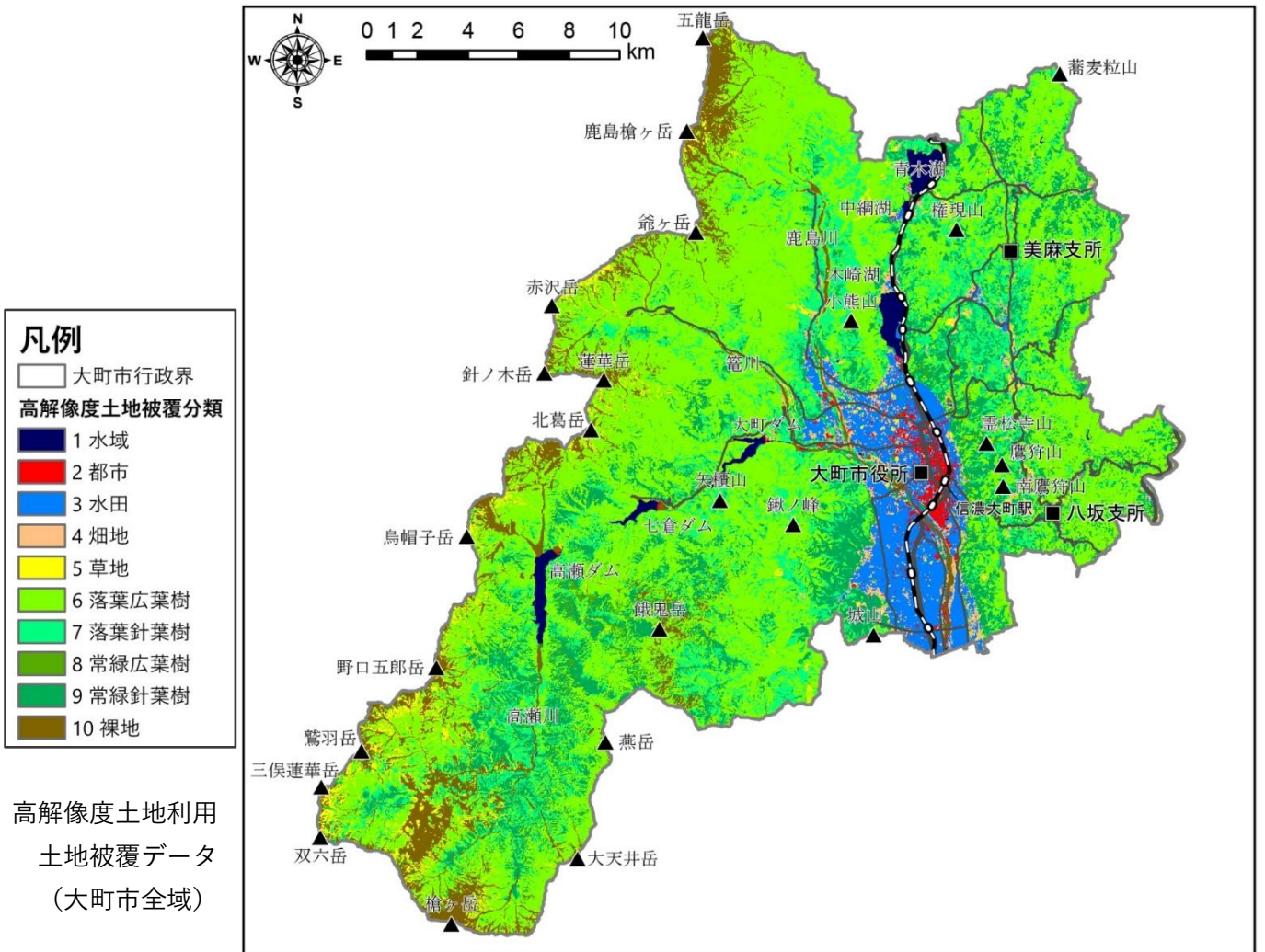


緑の主な役割と機能



■大町市全域の緑被の状況

緑の量を示す指標である緑被率を把握するため、衛星データである高解像度土地利用土地被覆データを用いて、大町市全域、都市計画区域、それに市内中心部（中心市街地活性化基本計画区域内）の3区分において緑被率を把握しました。

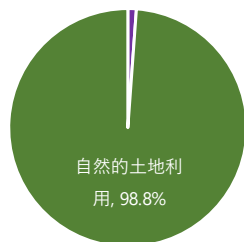
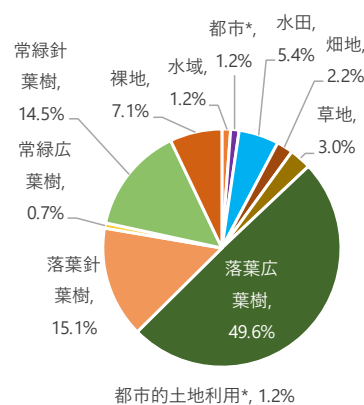


このデータを用いて緑被率を集計した結果、大町市全域の緑被率は約99%とそのほとんどが緑に覆われていることが分かりました。

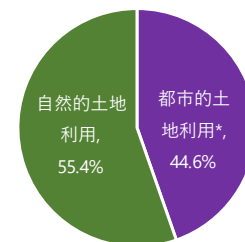
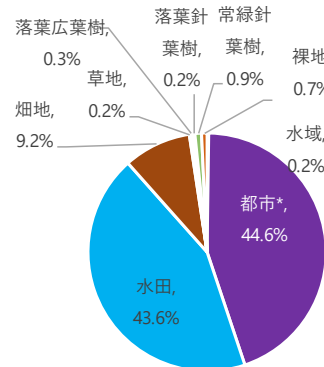
一方、市街地に目を向けると、都市計画区域では約55%、大町市内中心部（中心市街地活性化基本計画区域内）では約21%と、中心部ほど緑が少ない結果でした。

なお、大町市中心部の緑の内訳は大半が水田・畑地の農地となっており、今後の開発によって減少する可能性があります。

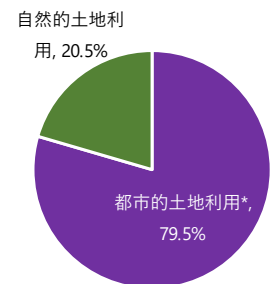
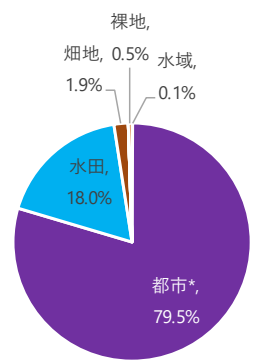
■大町市全域



■用途地域内



■中活区域内



ALOS/AVNIR-2 高解像度土地利用土地被覆図 (JAXA) (2006-2011)

*印は「都市的土地利用」を示す。

■大町市の緑が抱える課題

大町市の緑の現状と問題点及び解決すべき課題を下表のとおり整理しました。

大町市の緑が抱える課題

分野	緑の現状と問題点	解決すべき課題
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 三方を山に囲まれ、特に西側は標高 2,800～3,000m 級の北アルプスが連なる急峻な地形を有している。 ● 中央には平地部が広がり、中心市街地や集落・農地などが立地している。 ● 平地に向けて三方の山地からの水が集まり、降水量が比較的少ないながらも水が豊かな地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 清冽な水の源である山の保全 ② 水を活かしたまちづくり ③ 地域固有の歴史・文化、郷土風景の保全・活用・継承
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 市域の標高が 650～3,000m と高低差が大きいことから、バラエティに富んだ植生を有している。 ● 西側の北アルプスには、稜線部の高山植生や亜高山帯の原生林など、多くの範囲が自然林または自然に近い二次林となっている。また市の北側から東側にかけては広い範囲が二次林または植林地となっている。市全域の約 7 割が森林である。 ● 天然記念物は、国特別が 2 件、国指定が 3 件、県指定が 16 件、市指定が 22 件存在している。 ● 北アルプスの大部分は中部山岳国立公園に指定されている。 ● 西側の大半の区域と東側の一部が保安林に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 森林の保全 ⑤ 豊富な森林資源の有効活用 ⑥ 農地の保全
公園・緑地・緑被	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域内の緑地は、山麓部の山林、平地部の農地がその多くを占めている。 ● 都市公園は 8 か所の合計 267.5ha が整備され、都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は 102.89 m²である（県内 1 位）。 ● 高解像度土地利用土地被覆図データによると、市全域の緑被率は 99%、用途地域内は 56%、中活区域内は 21%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 中心市街地に緑が少ない ⑧ 利用しやすい公園の配置
市街地における緑化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹が 10 路線、延長 13.2km 整備されている。 ● 9 か所のポケットパークが整備されている。ポケットパークとしては比較的規模の大きなものも存在している。 ● 緑化の支援策として、「生け垣緑化促進事業」「大町市まちなかの緑地整備事業」が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 街路樹の維持管理 ⑩ ポケットパークの活用 ⑪ 空地の有効活用
住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の量は適切～多いと感じている。周囲を緑の山に囲まれていることが大きな要因と考えられる。市中心部の緑は少ないが、さほど気になっていない。 ● 緑に期待する機能は、保健・休養、環境改善・緩和 ● 大町市内に必要なのは、ゆっくりできる場所、安全・安心につながる場所 ● 緑を育てる取組について、現在は自宅の緑化、家庭菜園など身近な取組は多くの人に取り組んでいる。一方、里山・森林の維持管理、イベントへの参加はあまり取り組まれていない。また今後は、身近な取組はこれから行いたいと考えている人が多く、里山・森林の維持管理、イベントへの参加等の社会的な取組にも意欲が高い。 ● 緑を守るために必要な取組としては、森林整備、農地の再生など、森林や農地への関心が高い。一方、街路樹の整備や空地の緑地としての活用など、まちなかの緑化については関心がさほど高くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 情報発信 ⑬ 緑を保全し増やす取組への意識の向上 ⑭ ニーズに合った公園整備 ⑮ グリーンインフラとしての緑化機能の向上 ⑯ 森林整備や農地の再生等への参加 ⑰ 他のプロジェクトとの連携



4 緑の将来像と具体的な取組

(1) 基本理念と緑の将来像

大町市にとってかけがえのない存在であり、財産と言える緑と水は、大自然の恵みである一方、先人たちのたゆまぬ努力によって連綿と受け継がれてきたものでもあります。日常的に接する緑と水は決して当たり前のもではなく、私たちが守り育み、将来にわたって継承していくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念と将来像を以下のとおり設定します。

■基本理念

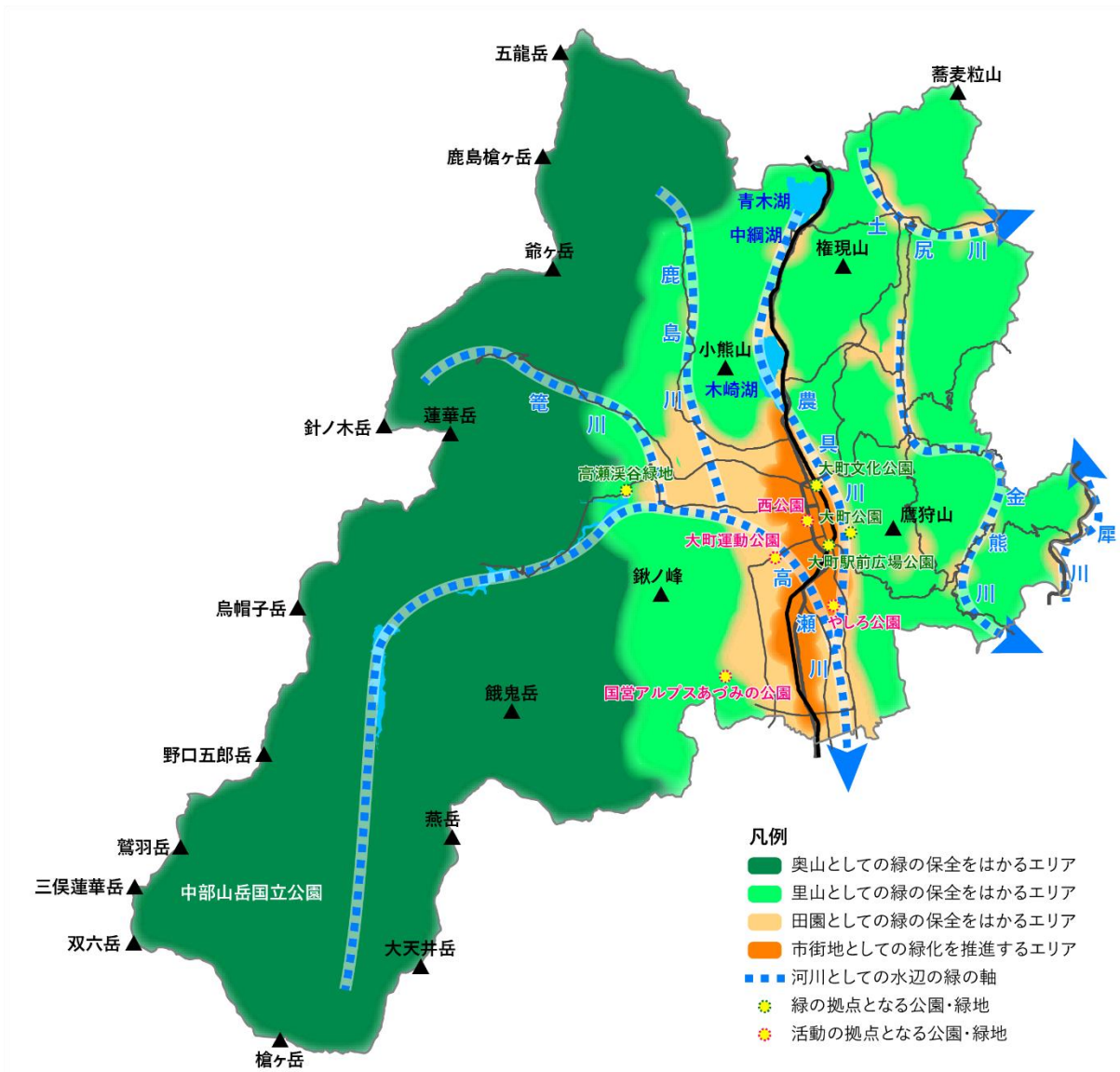
水を生み人々を守り育む 未来へつなぐ緑

■緑の将来像

豊かな緑の恵みが織りなす 緑彩都市

(2) 基本方針

「緑の将来像」を実現するため、大町市全域を4つのエリア（「奥山」「里山」「田園」「市街地」）に区分し、それぞれのエリアごとに具体的な取組を設定します。4つのエリア区分を下図に示します。



大町市全域の緑の4つのエリア

※この「緑の将来像」は、現行の都市計画マスタープランの「将来都市像」に基づいて検討しています。今後都市計画マスタープランの改定に伴って「将来都市像」が更新された場合は、「緑の将来像」も整合を図ります。

4つのエリアごとの方針を以下に示します。

エリア別の基本方針

エリア	基本方針
奥山	<ul style="list-style-type: none"> ● 大町市のシンボルであるライチョウやコマクサが生息・生育する高山帯を含む、原生的な緑を保全するとともに、国立公園として多くの人が安全に楽しむことのできる環境づくりを進めます。 ● 水源林を適切に維持管理し、豊かでおいしい水を育む緑を将来にわたって保全するとともに、土砂災害の発生を防ぎます。
里山	<ul style="list-style-type: none"> ● 多種多様な森林資源や水源となっている森林を適切に維持管理し、健全で豊かな里山を保全します。 ● 災害に強い森林整備を進め、土砂災害の発生を防ぎます。
田園	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業が続けられる環境づくりを進めるとともに、多様な生き物が生息・生育できる環境づくりを進めます。 ● 地域の緑のシンボルとなっている、社寺林などの歴史的な緑を保全します。
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ● 今ある緑を保全するとともに、質を高める取組を進めます。 ● 公共空間や民間地での緑化を進め、まちなかでの緑を増やしてうるおいあるまちづくりを進めます。

(3) エリア別の具体的な取組の概要

「緑の将来像」を実現するための具体的な取組の概要を以下に示します。なお、具体的な内容は計画書資料編 (p.60～) に掲載しました。詳しいことは資料編をご覧ください。

エリア別の具体的な取組の概要

エリア	施策の柱	具体的な取組の概要
奥山	(1) 水の源である山の緑を守る	<p>①奥山の保全 国立公園や国有林の適正な維持・管理について、関係機関への働きかけ</p>
田園(農地)・里山	(2) 豊かな里山を守り育む	<p>①森の緑の保全と育成 災害に強い森林づくりの推進/水資源保全地域への指定/山麓部の森林整備など</p> <p>②農の緑の保全 優良農地の保全/耕作放棄地対策/有害鳥獣対策など</p> <p>③生き物を育む緑の保全 湿原の保全/外来種対策/社寺林、巨樹・巨木の保全など</p>
田園(集落)・市街地	(3) まちなかの緑を育み、潤いのあるまちをつくる	<p>①まちを彩る緑の育成 高木の保全/住宅地の緑化/商業地での緑化の促進/水に親しむ場の創出/社寺林、巨樹・巨木の保全など</p> <p>②たのしみを創る緑の育成 空地・低未利用地の利活用/公園の整備・更新、ネットワーク化など</p> <p>③くらしを守る緑の育成 洪水、大規模災害対策、森林・木材・水資源の有効活用など</p>
全エリア共通	(4) 参加・協働・連携で緑を守り育む	<p>①緑を知る 積極的な情報発信、学校教育など</p> <p>②緑に関わる みどり講座(仮称)の開催/緑に関わるイベントの開催など</p> <p>③緑でつながる 緑の管理・運営の仕組みづくり/市内で実施中のプロジェクトとの連携/市外の各種団体等との交流・連携など</p>



5 重点的な取組を行う区域

本計画では、緑に関する重点的な取組を行う区域として「緑化重点地区」と「緑地保全配慮地区」の2種類を設定します。

「緑化重点地区」は都市緑地法に定められている「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」に該当し、緑が特に少ない区域において、積極的な緑化を推進することで、緑を増やしうるおいのまちづくりを行う地区です。本計画では「大田市立地適正化計画」における「誘導区域」（都市機能誘導区域及び居住誘導区域）を対象として設定し、積極的な緑化に取り組みます。

「緑地保全配慮地区」は都市緑地法に定められている「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に該当し、風致景観となる緑地を保全する地区、地区特有の生態系を保全する必要がある地区、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区などが対象となります。本地区の設定には、土地所有者等の合意のもと、地形、地物、字界等で対象となる範囲を設定し、当該地区内における緑地の保全、市民緑地契約の締結等について、条例を定め施策を個別に検討する必要があることから、本計画においてはその考え方のみを示します。

■緑化重点地区

緑が比較的少ない中心市街地において、個々の緑を増やすとともに、それらをつなぐ緑のネットワークを形成することで、緑豊かな周辺部との緑の連続性を生み出し、中心市街地の快適性や耐災性の向上を図るとともに、地域活性化を実現します。

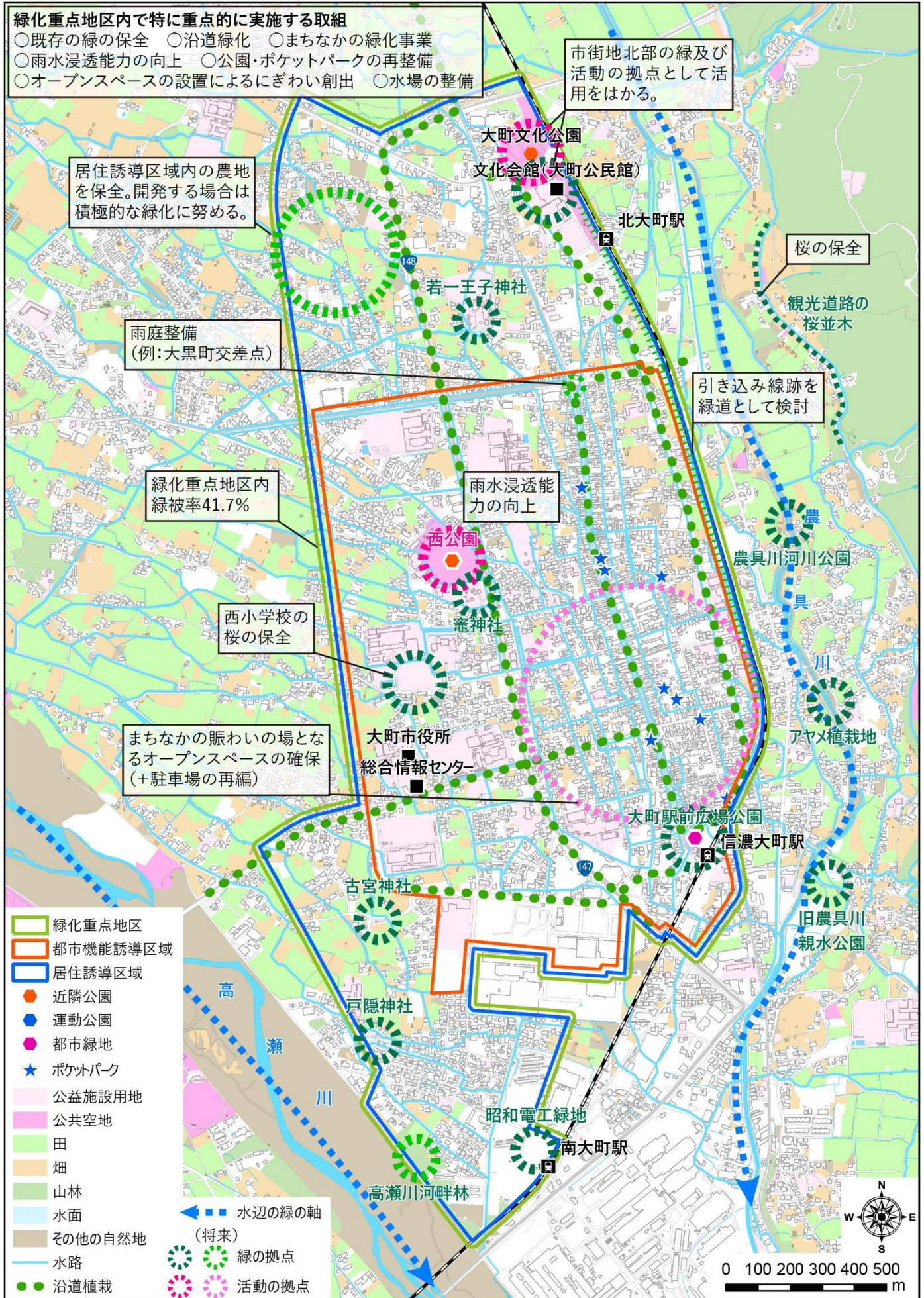
本計画では中心市街地及びその周辺域を含む範囲として、本計画と共に策定した「大田市立地適正化計画」における「誘導区域」（「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」）を対象として設定することとしました。本計画も立地適正化計画と連携して、大田市が目指すまちづくりをグリーンの面から支えます。

緑化重点地区では、積極的な緑化を推進することで、緑を増やし、うるおいのあるまちづくりを行います。緑化重点地区の課題に基づく取組を下表に示します。

緑化重点地区における取組

テーマ (課題)	緑化重点地区における取組			「大田市立地適正化計画」の 関係施策
	緑を増やす	緑を守る	緑を活かす	
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の避難所となるオープンスペースの整備 ● オープンスペースに雨水貯留機能の整備・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送路等の災害時物資輸送路線沿道の里山整備（間伐等） ● マツクイムシ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空地等の適正管理の実施（鳥獣被害対策、外来種対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災指針
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 「花づくり活動」等市民主体の緑化事業への支援 ● 公共性のある緑地の整備の支援 ● 園庭やグラウンドなど公共用地の芝生による緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺林、屋敷林等既存の緑の保全 ● 緑の維持管理における市民との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹、水路等による緑のネットワーク化 ● ポケットパークの整備 ● 観光施設等における緑化の推進 ● 緑の魅力を生み出す水場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空地及び低未利用地の活用によるオープンスペースの設置・整備
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川生態系の保全 ● 緑化推進によるCO₂吸収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存公園の適正な維持管理 ● 既存公園の再整備等による質的向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進を目的とした歩いて楽しい緑のまちづくり（沿道緑化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩きやすい・歩きたくなるウォーカブルなまちづくり

緑化重点地区の範囲と実施する取組を下图に示します。



緑化重点地区内の取組



(1) 進捗管理

本計画を確実に推進しするためには、計画に基づいて施策・事業を実施するとともに、その結果について評価・検証し、必要に応じて取組の内容を見直すといったフォローアップが必要です。本計画の進捗管理は、PDCAサイクル（「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(検証)」、「Action(改善)」）を適用し、継続的かつ着実な展開を図ります。

(2) 計画の達成度を図る指標

本計画の達成度を図る指標として、以下の項目を指標として定め、目標値を設定します。

これらの目標値は、計画期間の最終年に各施策・事業の実施状況及び各目標値の達成状況を確認し、課題を整理した上で事業を見直し、本計画の目標達成を目指すこととします。

緑の量に係る指標

項目	指標	基準値	中間値	目標値
緑の量	「緑化重点地区」区域内の緑被率*1	41.7% [平成 23 年度] (2011 年度)	41.8% [令和 14 年度] (2032 年度)	42.0% [令和 24 年度] (2042 年度)
	SDGs の目標			
公園・緑地	「緑化重点地区」区域内の公園・緑地等の合計面積*1	7.4ha [令和元年度] (2019 年度)	7.7ha [令和 14 年度] (2032 年度)	8.0ha [令和 24 年度] (2042 年度)
	SDGs の目標			
	市民意識調査における「身近に利用できる公園が整備されていると思う市民の割合」	62.4%*2 [令和 2 年度] (2020 年度)	75.0%*3 [令和 8 年度] (2026 年度)	78.0% [令和 24 年度] (2042 年度)
	「国営公園の有効活用が図られていると思う市民の割合」	59.3%*2 [令和 2 年度] (2020 年度)	70.0%*3 [令和 8 年度] (2026 年度)	75.0% [令和 24 年度] (2042 年度)
SDGs の目標				
水	中心市街地内の歩行者道ルートの設定数	0 ルート [令和 3 年度] (2021 年度)	2 ルート [令和 14 年度] (2032 年度)	5 ルート [令和 24 年度] (2042 年度)
	SDGs の目標			

*1：指標の算定方法 居住誘導区域内の緑被率＝居住誘導区域内の緑地面積／居住誘導区域の面積
データの出典 緑地面積：ALOS/AVNIR 2 高解像度土地利用土地被覆図（JAXA）（2006-2011）

*2：「第10回市民意識調査」における実績値（令和2年度）

*3：「大町市第5次総合計画」における目標値（令和8年度）